

令和 7 年第 3 回市議会定例会提出追加議案

議案 番号	件 名	付 託 委員会
6 0	児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁 関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う関係条例 の整理に関する条例	

議案第 6 0 号

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 9 月 2 5 日提出

東久留米市長 富 田 竜 馬

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(東久留米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 1 条 東久留米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年東久留米市条例第 1 5 号）の一部を次のように改正する。

第 1 5 条第 1 項第 1 号中「以下この号、次号及び第 2 6 条において」を「以下」に改める。

第 2 5 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号（幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあっては、認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあっては、学校教育法第 2 8 条第 2 項において準用する認定こども園法第 2 7 条の 2 第 1 項各号）」に改める。

(東久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 2 条 東久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年東久留米市条例第 1 6 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改める。

(東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正)

第 3 条 東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成 2 6 年東久留米市条例第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 1 3 条中「第 3 3 条の 1 0 各号」を「第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号」に改める。

付 則

この条例は、令和 7 年 1 0 月 1 日から施行する。

(提案理由)

児童福祉法等の一部を改正する法律の施行に伴うこども家庭庁関係内閣府令の整備等に関する内閣府令（令和 7 年内閣府令第 8 0 号）の施行による特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成 2 6 年内閣府令第 3 9 号）等の改正に伴い、規定を整備する必要がある。

東久留米市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現 行
第1条から第14条まで（現行のとおり） （特定教育・保育の取扱方針） 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 （1） 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。） （2）から（4）まで（現行のとおり） 2（現行のとおり） 第16条から第24条まで（現行のとおり） （虐待等の禁止） 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10第1項各号（<u>幼保連携型認定こども園である特定教育・保育施設の職員にあつては、認定こども園法第27条の2第1項各号、幼稚園である特定教育・保育施設の職員にあつては、学校教育法第28条第2項において準用する認定こども園法第27条の2第1項各号</u>）に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第26条から第54条まで（現行のとおり）	第1条から第14条まで（略） （特定教育・保育の取扱方針） 第15条 特定教育・保育施設は、次の各号に掲げる施設の区分に応じて、それぞれ当該各号に定めるものに基づき、小学校就学前子どもの心身の状況等に応じて、特定教育・保育の提供を適切に行わなければならない。 （1） 幼保連携型認定こども園（就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律（平成18年法律第77号。以下この号、次号及び第26条において「認定こども園法」という。）第2条第7項に規定する幼保連携型認定こども園をいう。以下同じ。） 幼保連携型認定こども園教育・保育要領（認定こども園法第10条第1項の規定に基づき主務大臣が定める幼保連携型認定こども園の教育課程その他の教育及び保育の内容に関する事項をいう。次項において同じ。） （2）から（4）まで（略） 2（略） 第16条から第24条まで（略） （虐待等の禁止） 第25条 特定教育・保育施設の職員は、教育・保育給付認定子どもに対し、児童福祉法第33条の10各号に掲げる行為その他当該教育・保育給付認定子どもの心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。 第26条から第54条まで（略）

東久留米市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現 行
第 1 条から第 1 2 条まで （現行のとおり） （虐待等の禁止）	第 1 条から第 1 2 条まで （略） （虐待等の禁止）
第 1 3 条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、 <u>法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第 1 3 条 家庭的保育事業者等の職員は、利用乳幼児に対し、 <u>法第 3 3 条の 1 0 各号</u> に掲げる行為その他当該利用乳幼児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
第 1 4 条から第 5 0 条まで （現行のとおり）	第 1 4 条から第 5 0 条まで （略）

東久留米市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例新旧対照表

改正案	現 行
第 1 条から第 1 2 条まで （現行のとおり） （虐待等の禁止）	第 1 条から第 1 2 条まで （略） （虐待等の禁止）
第 1 3 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第 3 3 条の 1 0 第 1 項各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。	第 1 3 条 放課後児童健全育成事業者の職員は、利用者に対し、法第 3 3 条の 1 0 各号に掲げる行為その他当該利用者の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。
第 1 3 条の 2 から第 2 3 条まで （現行のとおり）	第 1 3 条の 2 から第 2 3 条まで （略）